

遊 漁 規 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 7 号第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動植物(あゆ、こい、かじか、うぐい、わかさぎ、にじます、いわな及びあまご<地方名:たなびら・あめのうお>をいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインサービスによる方法によりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)は、直ちに、第 8 条に規定する遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄の魚種の遊漁においては、イ欄の漁具、漁法、ウ欄の規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 具 ・ 漁 法	ウ 規 模
あゆ、こい、かじか、 うぐい、わかさぎ、 にじます、いわな、あまご (地方名:たなびら・あめのうお)	竿釣<餌釣、疑似餌釣(ルアー・フライ・毛針・友釣り)>	1 人 1 本 ただし、こいの遊漁は 1 人 3 本以内、 採捕量 5 尾以内

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。ただし、組合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、遊漁期間を制限することができる。

漁 業 の 名 称	期 間
あゆ	6 月 1 日以降で組合が定めて公示する期間。
こい、うぐい、わかさぎ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで。
かじか	5 月 16 日から翌年 2 月末日まで。
にじます、いわな、あまご (地方名:たなびら・あめのうお)	3 月 1 日から 9 月 30 日まで。

2 前項ただし書の規定により、組合が期間の制限をしようとする場合には、これを公示しなければならない。

3 第1項の公示は、この組合の掲示板に掲示して行うものとする。

(全長の制限等)

第5条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	20cm
うぐい	10cm
にじます、いわな、あまご(地方名:たなびら・あめのうお)	15cm

2 かじか卵は採取してはならない。

(子ども釣り専用区域)

第6条 次の表のア欄の区域においては、中学生以下の者がイ欄の魚種、ウ欄の漁具、漁法を用いて、エ欄の期間に遊漁をする場合を除き遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 魚 種	ウ 漁具・漁法	エ 期 間
木曽郡木祖村の木曽川 川の駅エリア内の 0.26 km	全魚種	竿釣<餌釣、疑似餌釣(ルアー・フライ・毛針)>	1月1日から 12月31日まで。 ただし、にじます、いわな、あまご(地方名:たなびら・あめのうお)は3月1日から 9月30日まで。
木曽郡木曽町福島八沢川 木曽川合流点を起点とし上流駒迎橋までの 0.7 km			
木曽郡大桑村の上田沢川 木曽川合流点を起点とし村道長野線と交差する地点 までの 0.95 km			
木曽郡大桑村のサヨリ沢川 大桑村長野地区 1656-14 番地下を起点とし村道長野線沿いに上がり 1458-2 番地横までの 1.0 km			

2 前項の公示は、この組合の掲示板に掲示して行うものとする。

(禁止区域)

第7条 次の表のア欄の河川、イ欄の区域、ウ欄の魚種、期間においては、第4条の規定による期間内であっても遊漁をしてはならない。

ア 河 川		イ 区 域	ウ 魚種・期間
(1)	木 曽 川	木曽郡大桑村大字須原の大桑発電所堰堤から上流 110m・下流 110mに至る区域	全魚種 1月1日から 12月31日まで。
(2)	木 曽 川	木曽郡上松町大字荻原の桃山発電所堰堤から上流 110m・下流 110mに至る区域	
(3)	木 曽 川	木曽郡木曽町福島中組の寝覚発電所堰堤から上流 110m・下流 110mに至る区域	
(4)	木 曽 川	木曽郡木曽町日義の新開発発電所堰堤から上流 110m・下流 110mに至る区域	

ア 河 川		イ 区 域	ウ 魚種・期間
(5)	王 滝 川	木曽郡木曽町三岳の常盤発電所常盤ダムから上流 90m・下流 275mに至る区域	
(6)	王 滝 川	木曽郡木曽町三岳牧尾ダム堰堤から上流 550mに至る区域	
(7)	王 滝 川	木曽郡王滝村滝越ダム堰堤から上流 90m・下流 100mに至る区域	
(8)	王 滝 川	木曽郡王滝村三浦ダム堰堤右岸上流 500m地点と同左岸上流 200m地点とを結ぶ線から下流のたん水域	
(9)	王 滝 川	木曽郡王滝村水無沢水位測点 5 号から上流の三浦ダムたん水域	
(10)	味 噌 川	木曽郡木祖村小木曽の味噌川ダム上流の貯砂ダムから下流 65mの地点から上流の味噌川本支流全域	
(11)	味 噌 川	木曽郡木祖村小木曽の味噌川ダム堰堤から上流 600m・下流 550mに至る区域	
(12)	水 木 沢	木曽郡木祖村小木曽の笹川合流点から上流の水木沢全域	
(13)	黒 川	木曽郡木曽町福島黒川渡ダム堰堤から下流木曽川合流点に至る区域	
(14)	小 川	木曽郡上松町赤沢黒沢合流点から上流の赤沢本支流全域	
(15)	柳 野 沢	木曽郡南木曽町読書の木曽川合流点から上流の柳野沢全域	
(16)	坪 川	木曽郡南木曽町田立の滝上(天河滝より上)の坪川全域	
(17)	末 川	木曽郡木曽町開田高原末川の大屋橋から上流小野原橋上の堰堤に至る区域	
			かじか 1 月 1 日から 12 月 31 日まで。

(遊漁料の額及び納付方法)

第 8 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

(1) 竿釣による遊漁は次の表のとおりとする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料		現 場 日 釣 現場加算額 (1,000 円)を 含む
		日 釣	年 釣 (期 間 釣)	
全魚種	竿釣<餌釣、疑似餌釣(ルアー・フライ・毛針・友釣り)>	2,000 円	9,000 円	3,000 円

(2) 前号の規定にかかわらず、次の表の区分に該当する者の遊漁料は次の表のとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

区 分	魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料	
			日 釣	年 釣 (期 間 釣)
中学生以下	全魚種	竿釣<友釣り、 餌釣、疑似餌釣 (ルアー・フライ・ 毛針)>	無 料	無 料
身体障害者1級から 5級までの者	全魚種	竿釣<餌釣、疑 似餌釣(ルアー・ フライ・毛針・友 釣り)>	1,000 円	4,500 円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインサービスにおいてしなければならない。ただし、第1項第1号の日釣による遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には第1項第1号に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

(1) 木曽川漁業協同組合事務所（木曽郡木曽町福島 4935 番地 1）

(2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

（遊漁承認証に関する事項）

第 9 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真(承認期間が 1 年間の遊漁承認証に限る。)

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具及び魚法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

3 遊漁承認証の再交付はしない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 10 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規制の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

(付則)

この規則は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。(行政庁の認可:令和 5 年 12 月 1 日)

この規則は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。(行政庁の認可:令和 6 年 8 月 26 日)

この規則は令和 7 年 12 月 1 日から施行する。(行政庁の認可:令和 7 年 9 月 16 日)